

別紙

諮問第1275号

答 申

1 審査会の結論

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定による再審査の申請に対して東京都公安委員会がした裁決の書面及びその決裁文書で平成29年度（暦年をもって調製されているときは平成29年）のもの」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定による再審査の申請に対して東京都公安委員会がした裁決の書面及びその決裁文書で平成29年度（暦年をもって調製されているときは平成29年）のもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会が平成30年11月30日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

実施機関は、「再審査の申請に関する事務は警視総監が行っている」旨を理由とするが、審理の慎重と判断の公正を担保するため二審制を採用した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の趣旨を没却するものであって、にわかに措信し難い。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

警視庁被留置者の不服申立てに関する規程（平成19年5月30日都公委規程第9号。以下「規程」という。）4条1項は、法230条1項の規定による実施機関に対する再審査の申請に係る裁決の準備を警視庁総務部留置管理第一課長及び警視庁警務部訟務課長が行い、裁決書の謄本の送付を警視庁警務部訟務課長が行うと規定しており、警察法（昭和29年法律第162号）48条は、警視総監は警視庁の事務を統括すると規定しているから、本件開示請求に係る公文書は警視総監が保有することとなるため、実施機関は、本件開示請求に係る公文書を保有していない。

したがって、実施機関が行った処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年4月23日	諮問
令和 元年6月25日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年2月17日	新規概要説明（第180回第三部会）
令和 2年7月13日	審議（第181回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 不服申立てに関する事務について

規程は、法2編3章11節の規定に基づく不服申立てについて、実施機関や警視総

監等が行う事務に関し、必要な事項を規定している。

規程4条1項には、法230条1項の規定による実施機関に対する再審査の申請に係る裁決の準備は警視庁総務部留置管理第一課長及び警視庁警務部訟務課長が行い、裁決書の謄本の送付は警視庁警務部訟務課長が行うことを規定している。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定による再審査の申請に対して東京都公安委員会がした裁決の書面及びその決裁文書で平成29年度（暦年をもって調製されているときは平成29年）のもの」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由に非開示とする決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関は、法230条1項の規定による再審査の申請に係る裁決の準備は警視庁総務部留置管理第一課長及び警視庁警務部訟務課長が行い、裁決書の謄本の送付は警視庁警務部訟務課長が行っており、警察法48条で警視総監は警視庁の事務を統括すると規定しているから、本件請求文書は警視総監が保有しており、実施機関では保有していないと説明する。

また、審査会において、実施機関が保有する文書の一覧である「文書検索目録」を確認したが、本件請求文書に該当すると認められる文書名は存在しなかった。

以上のことから、本件請求文書を保有していないという前記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明